

お知らせ info ありがとう善意の寄附

【社会福祉のため】

▶金2万9,135円
= 男衾公民館カラオケ教室 会長 福島 稔 様

▶金4万2,730円
= 寄居町カラオケ愛好会 会長 吉田 久良 様

▶金5万円
= 中小前田カラオケ愛好会
代表 飯島 安五郎 様

【交通安全活動の促進を図るため】

▶学童用横断旗200本および保護者用横断旗50本
= ふかや農業協同組合
代表理事組合長 石澤 清治 様

= 一般財団法人埼玉県農協福祉事業団
理事長 若林 龍司 様

次の方々から寄附をいただきました。
皆さんの善意に感謝し、ご報告します。

【スポーツ振興のため】

▶ライオンズキッズキャップ1,435個
= 株式会社西武ライオンズ
代表取締役社長 居郷 肇 様

【環境整備分野の推進のため】

▶金481万4,000円
= 株式会社サイサン
代表取締役社長 川本 武彦 様

【町の有効利用に資するため】

▶土地86筆 286,730㎡
= 寄附者代表 清水 利喜三郎 様

【オリックス資源循環子ども未来基金の財源として】

▶金530万円
= オリックス資源循環株式会社
代表取締役社長 花井 薫一 様

お知らせ info 児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている皆さんへ 現況届をご提出ください！

☎子育て支援課 ☎581・2121内線133

現況届(所得状況届)とは、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方が、8月以降も継続して手当を受給するために必要な届出です。現在受給されている方には、手続きの案内等を送付しますので、現況届に必要な書類を添付して、期限までに子育て支援課へ提出してください。

※提出がない場合、8月分以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

児童扶養手当とは

父母の離婚、死亡等によって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父または母に一定の障害があるときに支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

特別児童扶養手当とは

精神または身体に一定の障害がある子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

対象となる子ども

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または一定の障害がある20歳未満の児童。

▶受付期間(土・日曜日、祝日を除く)

○児童扶養手当

8月1日(水)～31日(金)

○特別児童扶養手当

8月13日(月)～9月11日(火)

▶受付場所

子育て支援課

▶集中受付日

○日時／8月16日(木)午前9時～午後6時45分

○場所／役場4階401会議室

※混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

▶手当の支給予定月(8～11月の4カ月分)

○児童扶養手当 12月11日(火)

○特別児童扶養手当 11月9日(金)

お知らせ info 国民健康保険税の 納税通知書を発送します

平成30年度の国民健康保険(国保)税の納税通知書、または特別徴収税額通知書を7月10日(火)に発送します。納期限内の納付をお願いします。なお、国保からほかの健康保険に切り替わった際は、速やかに町民課で国保の脱退手続きを行ってください。脱退手続きを行っていない場合、国保税が課税されますのでご注意ください。

送付は世帯主宛て

納税通知書等は世帯主宛てに送付します。世帯主本人が国保に加入していなくても、世帯の中に加入者が一人でもいれば、国保税の納税義務者は世帯主となります。

国民健康保険税の決まり方

国保税は、国保加入者の前年の所得額や当該年度の固定資産税額、人数等に応じて世帯単位で決まります。詳しくは同封のパフレットをご覧ください。なお、納め方は、「特別徴収(年金からの天引き)」と「普通徴収(納付書または口座振替)」の2種類があります。

☎税務課 ☎581・2121内線154～156

お知らせ info ご協力ください！ 有害鳥獣からの農作物被害防止対策

☎農林課 ☎581・2121内線402

町内で、有害鳥獣による農作物被害が増えています。被害防止のためには、次の「食」、「住」、「体」の3点が重要です。「食」および「住」について、皆さんのご協力をお願いします。

【食】……有害鳥獣のエサとなるものを与えない

【住】……有害鳥獣が安心して生活できる環境を与えない

【体】……有害鳥獣の適正な個体数管理

※町が寄居猟友会に委託し、通年で実施しています。
※有害鳥獣の目撃や、農作物被害があった場合、農林課へ情報提供をお願いします。



お知らせ info 情報公開制度・個人情報保護制度の 運用状況を報告します

町では、情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用を図りながら、開かれた町政を推進しています。平成29年度の運用状況、公文書開示請求等の内容は次のとおりです。

情報公開制度

公文書 開示請求	6件	開示	3件
		部分開示	3件
		不存在による不開示	0件
審査会の開催	開催なし (開示決定等による不服申立がなかったため)		

個人情報保護制度

本人情報 開示請求	9件	開示	0件
		部分開示	9件
		不存在による不開示	0件
訂正請求	0件		
削除請求			
利用等中止請求			
審査会の開催	開催なし (開示決定等による不服申立がなかったため)		
審議会の開催	1回		

☎総務課 ☎581・2121内線312

「食」

- ①農地に収穫しない農作物を放置していませんか？動物にとっては格好のエサになります。適正に処分しましょう。また、墓地の供え物も狙われますので適正な管理をお願いします。
- ②農地や宅地に果樹を植えている場合、熟した果実が落ちると動物を引き寄せる原因になります。収穫しない果実は適正に処分し、必要のない果樹であれば、伐採等を検討しましょう。

「住」

- ①農地周辺の草むらやヤブは、動物にとって絶好の隠れ場所です。ここに潜んで、農地や人の様子をうかがっています。鳥獣被害防止対策の重要なポイントは、人里近くに潜む場所を少なくすることです。草むらやヤブはできるだけ見通しをよくするよう管理しましょう。
- ②下草が繁茂した山林は、動物の隠れ場所になることがあります。下刈り等、適正に山林を管理して、動物を寄せ付けない環境をつくるのが重要です。